

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 29 年 2 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600340号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600155号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年7月8日の標準賞与額を33万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

A社において、平成17年7月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る賃金台帳(写)により、請求者は、A社から請求期間に33万5,300円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(2万3,339円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、事業主の回答及び元従業員から提出された賞与支給通知書(写)から、平成17年7月8日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600353 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600156 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成20年6月27日は74万8,000円、同年12月12日は18万8,000円とすることが必要である。

平成20年6月27日及び同年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年6月27日
② 平成20年12月12日

A社から育児休業期間中である平成20年6月27日及び同年12月12日に賞与が支給されていたが、会社が届出を忘れていたため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2008年6月度賞与明細」(写)及び「2008年12月度賞与明細」(写)により、請求者は請求期間①及び②について、賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことにより、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わ

れない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細（写）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）における賞与額から、平成 20 年 6 月 27 日は 74 万 8,000 円、同年 12 月 12 日は 18 万 8,000 円とすることが必要である。